「はかり」の定期検査について

取引又は証明に使用している「はかり」は、２年に１回の定期検査を受検することが計量法で義務付けられています。この検査は､「はかり」が正確であることにより適正な計量の実施の確保を目的としていますので、必ず検査を受けてください。

なお、下記のとおり区域を分けて検査を実施しております。

2024年（偶数年）実施区域	
前橋市	本庁管内、大胡地区、宮城地区、粕川地区、富士見地区
伊勢崎市	殖蓮地区、茂呂地区（今泉二丁目を含む）、三郷地区、赤堀地区、東地区、境地区
太田市	毛里田地区、強戸地区、鳥之郷地区、宝泉地区、尾島地域、新田地域、薮塚本町地域
上記以外の県内	桐生市、館林市、渋川市、安中市、みどり市、北群馬郡、吾妻郡、邑楽郡
2025年（奇数年）実施区域	
前橋市	上川淵地区、下川淵地区、芳賀地区、桂萱地区、東地区、元総社地区、総社地区、南橘地区、清里地区、永明地区、城南地区
伊勢崎市	北地区、南地区（今泉二丁目を除く）、宮郷地区、名和地区、豊受地区
太田市	太田地区、休泊地区、九合地区、沢野地区、韮川地区
上記以外の県内	沼田市、藤岡市、富岡市、多野郡、甘楽郡、利根郡、佐波郡

定期検査の対象となる「はかり」（一例）

- 商店･工場等で取引に使用する「はかり」
- 学校･幼稚園･保育園･病院等で健康診断に使用する体重計
- 病院･薬局･診療所等で調剤に使用する「はかり」
- 観光農園･農産物直売所等で販売に使用する「はかり」
- 貴金属･衣類等の買取りに使用する「はかり」
- その他取引･証明に使用する「はかり」

取引証明に使用できる「はかり」

○ 検定証印・基準適合証印が付されている「はかり」

（はかりの表示部､側面等に付されています）

検定証印　　基準適合証印

定期検査に合格した「はかり」

○ 定期検査に合格するとシールが貼付されます。

取引･証明に使用できない「はかり」

○ 検定証印・基準適合証印が付されていない「はかり」

○ 家庭用マークのある「はかり」

（ヘルスメーター､キッチンスケール､ベビースケール）

問合せ先

指定定期検査機関

一般社団法人 群馬県計量協会

前橋市下大島町81－13（計量検定所内）

電話 027－263－8217

E-mail gunkeikyo@dan.wind.ne.jp

URL　http://www.gunmakeiryo.or.jp

担当部署		
前橋市	市民部　消費生活センター	027－898－1756
伊勢崎市	産業経済部 消費生活センター	0270－20－7300
太田市	産業環境部　産業政策課	0276－47－1834
上記以外の県内	群馬県計量検定所	027－263－2436

11月1日は計量記念日

主な特定計量器と定期検査手数料

手動はかり	棒はかり (定量おもり付)※ 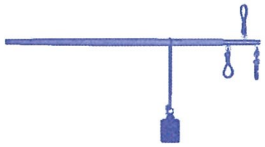	手動天びん (分銅付)※ 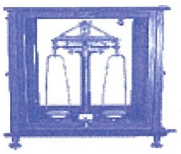	等比皿手動はかり (分銅付)※ 		
検査手数料	280円	100kg以下 500円	100kg以下 500円		
手動はかり	懸垂はかり 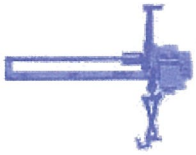	不等比皿手動はかり (定量増おもり付)※ 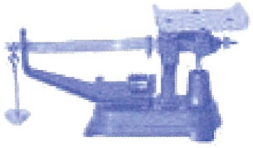	台手動はかり (定量増おもり付)※ 		
検査手数料	100kg以下 500円	100kg以下 500円	100kg以下 500円	250kg以下 900円	500kg以下 1,500円
指示はかり	手ばかり 	手動指示併用はかり (分銅付)※ 	ばね式指示はかり 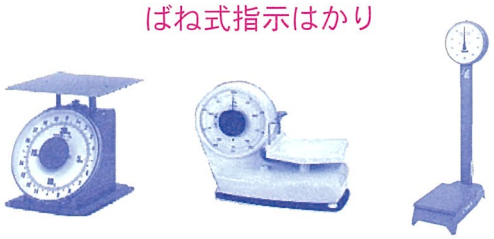		
検査手数料	280円	100kg以下 500円	100kg以下 500円	250kg以下 900円	
電気式はかり			分銅・定量増おもり・定量おもり 		
検査手数料	100kg以下 1,400円	250kg以下 1,700円	500kg以下 2,300円	※1個　10円	
	最小目量がひょう量の**1/10,000未満のものは2倍の金額**となります。				

※ 分銅・おもり付はかりを検査の際は、本体の検査手数料のほか、分銅・おもりの検査手数料が必要です。

上記以外の「はかり」の手数料については、お問い合せください。

※ 検査会場に持参する際の注意事項

- 「はかり」に汚れ・付着物があるものは除いてから持参してください。
- 「はかり」と一緒に分銅・おもり（附属しているもの）も持参してください。
- 電気式の「はかり」は、電池・電源アダプターを持参してください。
- 釣り銭のいらないように小銭を用意してください。

11月1日は計量記念日